

社会福祉法人カリヨン福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カリヨン福祉会の役員等に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会議1回出席につき10,000円
 - (2) 監事監査の場合、1日につき20,000円
- 2 評議員を兼務する理事は、同日中に開催される評議員会、理事会に出席する場合であっても会議1回の出席として第1項第1号の規定を適用する。
- 3 理事及び評議員のうち、法人に勤務することによって報酬を得ている場合は、第1項第1号の規定は適用しない。

(費用弁償)

第3条 本会の役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人カリヨン福祉会旅費規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成10年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。